

2. 計画の基本的事項

2.1. 計画の期間

本計画の期間は、「第5次川口市総合計画」下での計画推進、および次期総合計画の内容を反映させた本計画の見直しの実施を考慮して、平成39年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や関連計画の更新、事業の進捗状況等に伴い、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

2.2. 計画の対象

本計画の対象は、法第2条第1項の「空家等」とします。

2.3. 計画の対象区域

本市の空家等は、昭和40年当時の市街地において面積当たりの棟数が多い傾向があるものの、市内に広く分布していることや、今後の空家等の発生・増加も考慮して、市内全域を対象とします。